

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (上堅田・下堅田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、堅田地区では主食用水稻のほか、スイートコーンやキャベツなど野菜栽培の近郊農業が行われているが、農業者の高齢化・後継者不足等により農地の維持管理が難しくなっている。

・今後は耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

・農地面積が小さく、水稻や通常の野菜だけでは収益が見込めない事や農業者が高齢化してきた事を考えると、機械の新規購入や修理といったことに対して躊躇してしまう。

・米や野菜の単価が低い上にイノシシやアライグマ、カラスといった獣害被害も多くなってきており、農業だけではやっていけなくなってきた。

・兼業農家が多いことと地区内の人口減少が顕著になってきていることで、農地の維持管理に人手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、段階的に牛糞を使用した堆肥の有機農業に切り替えて、団地化を形成する。

・給食米や飼料米の生産に取り組み、ITなどを活用した栽培方法を確率する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ 効率的な農業を目指すために、農地の集約化と団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・ 高齢になり耕作ができなくなってきた農地は、農地バンクを通じて担い手に貸し付け、効率的な農業ができるように農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・ 多面的機能支払交付金の活用により修繕・整備を引き続き図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 担い手に負担とならないように、パイプラインの点検整備を怠らないことと、修繕箇所があれば早期修繕を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ 草刈りやトラクター等の機械オペレーターなどの作業受託ができる体制をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
・ 多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。				